# 岐阜県高等学校体育連盟バレーボール専門部規約

#### [第1章] 名称および事務局

- 第1条 本専門部は、岐阜県高等学校体育連盟バレーボール専門部(以下専門部と略称)と称する。
- 第2条 本専門部の事務局は、事務局長在任校におく。

#### [第2章]目的

第3条 本専門部は、岐阜県高等学校体育連盟の規約に基づき県バレーボール協会と提携し、本専門部の健 全なる発展を図るを以て目的とする。

### [第3章] 事業

- 第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため以下の事業を行なう。
  - 1. 高等学校生徒の競技に関する審議および運営
  - 2. 各種事業に関する審議および開催
  - 3. その他目的達成に必要な事項

#### [第4章] 組織

- 第5条 本専門部は、県高体連 のバレーボール専門部を以て組織する。
- 第6条 本専門部は次の5地区に支部を置く。

岐阜 西濃 東濃 中濃 飛騨

#### [第5章] 役員

- 第7条 本専門部に下記の役員を置く。
  - 1. 部長 1名 2. 委員長 1名 3. 副委員長 2名 4. 支部長 5名
  - 5. 専門委員 若干名 6. 事務局長 1名 庶務 若干名 会計 1名
  - 7. 監事 2名 8. 顧問、参与 若干名
- 第8条 委員長・副委員長は支部長会議において推薦し顧問総会において決定する。 委員長は専門部を代表し、県高体連 に出席し常務を処理執行する。副委員長はこれを補佐する。
- 第9条 支部長は、各地区顧問会議で選出する。
- 第10条 各専門委員長は支部長会議により推薦し、委員長これを決定し委嘱する。
- 第11条 事務局長・庶務・会計は、委員長これを委嘱する。
- 第12条 監事は顧問総会において選出し、委員長これを委嘱する。本専門部の会計を監査する。
- 第13条 顧問・参与は顧問総会で推薦し、委員長これを委嘱する。
- 第14条 部長・委員長・副委員長・各支部長・各専門委員長・事務局を以て部顧問代表者会議を構成し、重要 事項を審議決定する。
- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし留任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残 任期間とする。

### [第6章] 会議

- 第16条 本専門部顧問総会は、県高体連 会長の承認を経て、委員長これを召集する。
  - 定期顧問総会は、毎年度末とし下記事項を審議する。
  - 1. 役員改選 2. 決算および予算 3. 事業計画 4. 分担金の決定
  - 5. 規約の改正 6. その他必要な事項

## [第7章] 事務局

第17条 本専門部は事務局を置き事務運営の任にあたる。

事務局細則事務局長は委員長の指定に基づき次の業務を執行する。

- 1. 県高体連 との連絡
- 2. 県バレーボール協会との連絡
- 3. 専門部運営を推進するための庶務・会計の処理
- 4. その他必要事項

## [第8章] 会計

- 第18条 本専門部の経費は、高体連 の予算および寄付金を以てあてる。
- 第19条 本専門部の予算並びに収支決算は、監事の監査を得たうえ、顧問総会の承認を得なければならない。
- 第20条 本専門部の会計年度は毎年3月に始まり翌年2月末日に終わる。

#### [第9章] 付則

- 第21条 すべての会における決議は、出席者(委任状を含む)の半数以上の賛成があれば成立する。ただし 賛否同数の場合は議長に一任する。
- 第22条 本専門部に専門委員会を置き、委員会規定は別に定める。
- 第23条 本規約の改正は、顧問総会において3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 第24条 本規約は、昭和43年4月より実施する。

昭和50年3月一部改正

昭和60年3月一部改正

平成 5年3月一部改正

平成26年3月一部改正

平成28年3月一部改正